

特別職の報酬及び給料

(平成19.10 改訂)

地方公共団体は、当該特別職の地方公務員が(1)知事、副知事、常勤の監査委員等、常時勤務を要する常勤の職員であるならば給料を支給しなければならず（自治法第204条第1項）、(2)議会の議員、委員会の委員、投票立会人等、常時勤務することを要しない非常勤の職員であるならば報酬を支給しなければならない（自治法第203条第1項）。

特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の職員の給料が生計費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

**給与条例主義の適用** 特別職の報酬及び給料は、一般職の職員の場合と同様に、その額及び支給方法は条例で定めなければならない。条例に基づかずにはいかなる給与も支給してはならない（自治法第203条第5項、第204条第3項、第204条の2）。

給与条例主義は、給与の額を条例上明確にすることにより、当該給与について住民の負担への合意を得ることである。

**特別職報酬等**

**審議会の意義** 特別職の報酬及び給料のうち、議員の報酬は議員自らが条例の議決をおおして自己の報酬を決定することができる点において特異性を持つ。自己決定の法則があるとしても、適正な額の決定がなされていれば、世論の批判を受けることもない。適正な額を決定するに際し、第三者機関の意見を聞く方法として特別職等報酬審議会がある。これは議会の議員の報酬の額や、知事・市区町村長、副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について特別職等報酬審議会の意見を聞かなければならないとするものである。

審議会の委員の選任に当つては住民の意向を公正に反映させるため、①一定の意見に偏ることのないようにし、②給与改定の額及び実施時期について諮詢し、③審議会への提出資料は類似団体の状況、当該団体の改定状況等を提示し、④審議会の運営には必要に応じて公聴会を開催する等留意し、⑤その答申の内容は尊重すべき

である。

**報酬請求権の放棄** 公職選挙法の改正（昭50.7.15）により、知事・市区町村長、議会の議員が報酬等の請求権を放棄することは、条例の改正による減額措置によらなければ公職選挙法第199条の2の規定に違反する。公職の候補者又は公職の候補者となるうとする者（現に公職にある者を含む。）以外のもの（副知事等）が報酬等の請求権を放棄したとしても、それは公職選挙法第199条の2の規定の関知することではない。

卷之三

○非常勤の特別職 非常勤の特別職の職員のうち、議員には手当として条例の定めるところにより期末手当を支給することができるが、他の非常勤の職員には手当を支給することができない（自治法第203条第4項）。

○常勤の特別職 常勤の特別職の職員に支給すべき給与の種類は、自治法第204条において一般職の職員の給与の種類と一緒に規定されているため、明確さを欠いているが、特別職の給料の性格から、地域手当、期末手当、寒冷地手当、通勤手当及び退職手当以外の手当を支給することは適当でないと解されている。

**市町村の教育長** 市町村の教育長は、当該市町村教育委員会の委員のうちから、当該市町村教育委員会が任命するため、当該教育長が特別職か一般職かについて問われる場合がある。この点に関し、旧教育委員会法時代の行政実例は「教育長は、一般職に属する地方公務員であり、ただその職務と責任の特殊性に基づいて、他の職員と異なる特例的規制を受けるものであるにすぎない。」(昭26.3.13地自公発66)とし、この行政実例は現在も変更されていない。